

○ 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第十号）（第二十一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第四条の五 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る株券</p> <p>二 新株引受権証書のうち前号に掲げる株式のみを引き受ける権利を付与されているもの</p> <p>三 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの</p> <p>四 （略）</p> <p>（公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券）</p> <p>第四条の六 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二十一条第十号の三に掲げる有価証券で、株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。）に係る権利を表示するものとする。</p> | <p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第四条の五 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 商法第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券であつて議決権のある株式に転換することを請求できないもの</p> <p>二 新株引受権証書、新株引受権証券又は新株引受権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを引き受ける権利を付与されているもの</p> <p>三 転換社債券のうち第一号に掲げる株式のみに転換する権利を付与されているもの</p> <p>四 （略）</p> <p>（公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券）</p> <p>第四条の六 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二十一条第十号の三に掲げる有価証券で、株券、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。）に係る権利を表示するものとする。</p> |

(新株引受権証券等の換算)

第四条の七 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券については、新株引受権の目的である株式に係る議決権の数(新株引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数(を株式の数とし、当該株式の数に対応する株式に係る議決権の数)とする方法。

二 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

三 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証券に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

五 前条に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものについて

(新株引受権証券等の換算)

第四条の七 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券又は新株引受権証券については、新株引受権の目的である株式の数(新株引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数(第三号において同じ)とする方法

二 転換社債券については、券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)とする方法

三 新株引受権付社債券については、当該新株引受権付社債券に付与されている新株引受権の目的である株式の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証券に準じて株式に換算した数とする方法

五 前条に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものについて

ては、株式に係る議決権の数とし、新株引受券証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

(重要事実に係る規制の適用除外)

第六条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権(法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第八条において同じ。)(の百分の五十を超える割合の議決権を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)(が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(当該上場会社等が商法第二百十條の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。))であって、当該買付けが一定の計画に従い、

ては、株式の数とし、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

(重要事実に係る規制の適用除外)

第六条 法第六十六条第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)(が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(当該上場会社等が商法第二百十條ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。))であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は

個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。

次号において同じ。）

四）十（略）

2 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を有する場合における当該他の会社

二・三（略）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第八条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員（当該会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える割合の議決権を有する場合にお

従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。
次号において同じ。）

四）十（略）

2 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の二十五以上の割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

二・三（略）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第八条 法第六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員（当該会社が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有

ける当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合（当該会社が商法第二百十条の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

四）十（略）

2 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（法第六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を有する場合における当該他の会社

二・三（略）

する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合（当該会社が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

四）十（略）

2 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（法第六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の二十五以上の割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

二・三（略）